

岸和田市シティセールス事業支援協定書

(目的)

第1条 この協定は、岸和田市シティセールス事業において、岸和田市と泉州広告株式会社が相互に連携することにより、両者の発展に寄与すると共に、泉州広告株式会社が岸和田市をより魅力的に発信していく施策等を総合的に支援することを目的とする。

(岸和田市シティセールス事業の内容)

第2条 岸和田市シティセールス事業とは、市の都市イメージを向上し、選ばれる都市となるために、まちの魅力を発掘、整理し、組み合わせたり、加工したりして価値を高め、市の内外に総合的かつ戦略的に発信する事業を展開するものとする。

(支援内容)

第3条 前条の岸和田市シティセールス事業における支援内容は次のとおりとする。

- (1) 市内外への岸和田の魅力発信・PR に関すること。
- (2) 岸和田の都市イメージ向上につながる情報発信・PR に関すること。
- (3) その他、多様な手法を取り入れた市の情報発信・PR に関すること。

(協定期間)

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3か月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。

- 2 この協定書に定める事項について、疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、両者が誠意をもって協議して定める。
- 3 この協定は、双方に特定の権利や義務を課すことや、今後両者において他者との協力関係構築を排除するものではないものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名の上、各々1通を保有する。

平成28年6月6日

泉州広告株式会社

代表取締役

岸和田市

市長